

天草に「あなた」の力を！

将来、天草市の地域医療を担うあなたを応援します

- 天草市医師修学資金貸与制度 -

◆対象者

次のいずれにも該当する人

- 大学の医学部に入学する人または現在大学の医学部に在学している人
- 将来、指定医療機関において医師の業務に従事する意思がある人
- 他から勤務することを条件とした修学資金や、これと同等の資金の貸与を受けていない人

◆貸与金額

- 入学料相当額 100万円を限度（入学年のみ）
- 授業料相当額 150万円（年額）を限度
- 生活費相当額 7万5千円（月額）

◆貸与期間

- 貸与を決定した日の属する月から、大学を卒業する日の属する月まで（通算して72月以内）
※貸与を受けた期間に2年を加えた期間、指定医療機関に勤務するなど一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が免除されます。
（市内の臨床研修病院で1年以上の期間、臨床研修を受ける場合はその期間を返還免除の対象期間に算入します。）



長輪と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
天草の崎津集落



〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

天草市役所・健康福祉政策課

TEL (0969) 24-8805

E-mail kenkofukushi@city.amakusa.lg.jp

